

第4回 仙台市復興推進協議会

日 時 平成25年3月27日(水) 10:30～11:15
会 場 仙台市役所2階 第5委員会室

出席者	東北大学大学院農学研究科教授	伊藤 房雄
(50音順)	七十七銀行地域振興部長	大川口 信一
	宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長	熊谷 良哉
	仙台市経済局長	高橋 裕
	日本政策投資銀行東北復興支援室長	深井 勝美
	東北大学大学院経済学研究科教授	福嶋 路
	仙台商工会議所中小企業支援部長	森 富二夫
	東北学院大学教養学部教授	柳井 雅也
	仙台市復興事業局長	山田 文雄

事務局 復興事業局 鈴木復興事業監、寺内次長、梅内震災復興室長
(仙台市) 総務企画局 大槻次長、小野プロジェクト企画課長、経済局 関主幹

- 議 事
- 1 開会
 - 2 報告事項
 - (1) 認定された復興推進計画の取り組み状況について
 - 3 議事
 - (1) 仙台港背後地交流促進特区の申請について
 - (2) その他
 - 4 その他
 - 5 閉会

配布資料

資料1	第4回仙台市復興推進協議会 出席者名簿
資料2	認定された復興推進計画の取り組み状況について
資料3-1	仙台港背後地交流推進特区の申請について
資料3-2	仙台市復興推進計画(仙台港背後地交流推進特区)の概要
資料3-3	仙台市復興推進計画(案)
資料4	宮城県復興推進計画(確定拠出年金加入者生活再建促進特区)の認定について

1 開会

○事務局（震災復興室長）

定刻より少し早いところがございますけれども、委員の皆さまおそろいでございますので、ただいまから第3回仙台市復興推進協議会を開催させていただきます。

私、仙台市震災復興室の梅内でございます。しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

本日の協議会では、事前にご報告させていただいておりますけれども、仙台港背後地交流推進特区の申請につきまして、ご協議をお願いする予定となっております。

最初に、資料の確認をさせていただきます。お座席に、本日の座席表、次第、資料一覧、資料1から資料4を置かせていただいております。よろしいでしょうか。

そのほかに、「仙台復興レポートVol. 5」、毎月更新させていただいておりますけれども、仙台市の復興状況を毎月、市民の皆さまにご報告させていただいております。いろいろな資料が載っておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

会議に入ります前に、本協議会の会長及び副会長の再任についてご報告とご了解をお願いしたいと存じます。協議会の会長及び副会長の任期は規約の第5条第6項によりまして、再任を妨げないということでございまして、協議会前に各委員の皆さまに個別にお諮りいたしております。現行の会長、副会長ご再任ということで、ご異議なく、また柳井会長、間庭副会長に再任についてご了解をいただきましたので、引き続き、会長には東北学院大学の柳井先生、副会長には仙台商工会議所の間庭専務理事をお願いをしてみたいと思います。お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより本日の会議に入らせていただきます。ここからの進行につきましては、会長の柳井先生をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳井会長

皆さんおはようございます。柳井でございます。それではまず最初に規約に従いまして、事務局から定数確認の報告をお願いいたします。

○事務局（震災復興室長）

本日、間庭専務理事につきましては、公務につき代行の森部長が来られておりますので、全構成員の皆さまにご出席いただいているということで、規約第6条第2項によりまして定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

○柳井会長

どうもありがとうございました。

続きまして、会議の公開・非公開の決定についてですが、本協議会は原則公開といたしております。本日の協議会も公開で進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の議事録の署名につきましては、今回は日本政策投資銀行の深井さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○深井委員

はい。

○柳井会長

よろしく願いいたします。

ここまで、手続きに関して皆さまから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めていきたいと思ひます。

2 報告事項

(1) 認定された復興推進計画の取り組み状況について

○柳井会長

まず、仙台市から報告事項について説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○仙台市（経済局関主幹）

経済局の関と申します。よろしく願いいたします。

資料2をご覧くださいませでしょうか。認定された復興推進計画の取り組み状況について、私のほうから説明させていただきます。まずはじめに民間投資促進特区ものづくり産業版でございますが、宮城県、仙台市及び33の市町村で共同申請して、平成24年2月9日に認定をされたものです。製造業及びその関連産業の集積を図ることを目的に指定をしております。現在、泉パークタウンや東部の工業専用地域などを指定しております。

(3)の右側に書いてありますが、平成24年12月4日に仙台港背後地地区について新たに地域の追加をさせていただきました。合計7カ所を現在指定しております。51事業者、64件が指定されております。

次のページをご覧くださいませでしょうか。農と食のフロンティア推進特区でございます。仙台市が申請して3月2日に認定をされております。東部の農業振興地域の新たな農業関連産業の集積を図るために、特区の指定をしております。現在、13事業者、14件が指定されているところです。

続きまして、3つ目の民間投資促進特区情報サービス関連産業版でございます。24年6月12日に認定をされておまして、宮城県と仙台市及び16の市町村が指定をされております。関連業種としましては、ソフトウェア業やコールセンター業、バックオフィスなどの業種となります。あすと長町や青葉山などが地域として指定されておまして、現在39の事業者、41件が指定されております。

続きまして、4番目が利子補給金になりますが、こちら前回地域協議会で分科会の設置

を認めていただきましたが、25年2月22日に申請をしたものが認定をされて、現在1件認定されております。

以上が申請の状況になっております。今後とも認定された地域におきましては、企業の集積、誘致を進めて、地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。以上になります。

○柳井会長

どうもありがとうございました。ただいまの仙台市からの説明につきまして、ご不明な点などございますでしょうか。以前、会議で話し合いをしておりましたので、報告事項ということでこのままでよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

3 議事

(1) 仙台港背後地交流促進特区の申請について

それではさっそく、議事に入っていきたいと思います。

仙台港背後地交流推進特区の申請につきまして、協議に移ります。さっそく仙台市のほうから説明をお願いいたします。

○仙台市（小野プロジェクト企画課長）

総務企画局の小野でございます。よろしくをお願いいたします。私からは仙台港背後地交流促進特区の申請についてご説明させていただきます。

復興産業集積区域における税制上の特例を認めるものでございます。資料3-2に沿って、目標をご説明させていただきます。

この仙台港背後地というのは、商業施設や周辺には夢メッセみやぎなどもございまして、一定の集客交流拠点となっておりますが、ここに新たに水族館を実現するとともに、それに関連する業種を集積させることによって、この地区の魅力をより高めていきたい、そして雇用の機会を確保していきたい、さらに昨年12月にはこの地域で仙台港インターチェンジも開通しましたので、ここの交流人口の回復、拡大が図られることによって、特に被災沿岸地域を中心といたしまして、東北全体の集客交流産業の復興に貢献していきたいということが、この特区の目標でございます。

下の図をご覧ください。復興産業集積区域といたしましては、高砂中央公園予定地を想定しておりまして、業種といたしましては、水族館事業を中心といたしまして、それと相乗効果が期待できます飲食店や地域の物産などを扱う飲食料点小売業、そしてミュージアムショップを業種として指定しております。この地域、センター地区には既に一定の集積がなされておりますことから、今回は高砂中央公園予定地に新たな集積を図ることによって仙台港背後地全体の集積の活性化を図ってまいりたいと思っております。これによって、もちろん水族館は全てともいえる世代に親しまれる施設になろうかと思いますが、その中でも特に若い世代や子供連れの家族で賑うような集客交流ゾーンとしての魅力をより高め

ていきたいと考えております。

3-3の計画案をご覧ください。概要を説明してまいりますと、2に目標、3に取り組みの内容が記載されております。区域といたしましては、区画整理の換地前の地域でございますので、大字で中野、蒲生、福室の一部というような記載とさせていただきます。5の(1)の2号イの復興推進事業というのは集積を図る事業でございます、これには先ほど説明をさせていただいた業種を記載させていただきます。

2枚目をご覧ください。中段④に特別の措置が記載されております。大きく分けまして、法人税に関する措置と地方税に関する措置がございまして、法人税に関する措置といたしましては、例えば37条の新たに取得した施設や設備に係る法人税の税額控除でありますとか、38条の被災者雇用に係る税額控除などを記載することといたしております。関連する施策が⑤でございまして、企業立地助成金や公園自体の整備は市が進めていきますので、高砂中央公園整備でありますとか、3ページの(キ)であります。仙台、東北への誘客の推進が関連する施策であります。3ページ下のほう、(2)第2号ロの復興推進事業でございますが、これは水族館と関連業種の用に供する建築物の建築及び賃貸をする事業でございます。これは雇用等被害地域、つまり津波により浸水し、直接の被害が生じた地域における不動産業でございます、こういったものも特例の対象としております。高砂中央公園予定地の一部は津波により浸水した地域でございますので、水族館の防災機能についても、今後事業者と協議してまいりたいと考えているところでございます。

概要でございますが、私からの説明は以上です。

○柳井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま仙台市のほうからご説明のありました内容につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。深井さんのほうからお願いいたします。

○深井委員

質問が2点とお願いが1点ございます。

用地の関連ですが、これは高砂中央公園の用地内の一部を事業者賃貸するという形なのでしょうか。それと、水族館以外にも業種として飲食とかいろいろ記載がありますけれども、他の事業者が用地を使いたいという場合には水族館以外の方も用地を使うということは可能なのでしょうか。

それが1点目で、2点目は基本的には民間事業ですので、過度な負担をおかけすることがないようにお願いしたいということと、一方で高砂中央公園という場所を使う事業ですので、仙台市としてこの事業の事業性、事業継続性というところをどのように評価されているのかお尋ねしたい、というのが質問2点でございます。

もう一点、お願いは沿岸地域で特に隣の塩竈市とか、松島とか、周遊観光ルートにも乗るような場所ですので、是非、仙台市の市域内だけでなく、広域的な相乗効果の出るよう

な仕組みや取り組みを、事業者の過度な負担にならない範囲内で協力して進めていただければありがたいと考えております。

○柳井会長

ありがとうございました。それでは事務局のほうから2点の質問と要望についてコメントをお願いいたします。

○仙台市（小野プロジェクト企画課長）

私からお答えさせていただきます。用地につきましては賃貸という契約ではございませんで、公園には公園施設を設置できるとされておりまして、水族館については教養施設という位置づけがございます。公園自体は市が整備するものですが、そこに水族館という公園施設を建てたいという求めがあった場合には、都市公園法の第5条に公園施設の設置許可という手続きがございます。現在それを想定しているところでございます。大きくは水族館のための建物ということでございますが、それにはもちろん利用者のサービス向上の観点から必要な業種が、例えば飲食でございますとか、地域の名産を売るようなスペースというものもございまして、建物の中で一定の集積が図れるということでございまして、その他の部分がどうかということにつきましては、今後公園の計画を策定してまいりますので、その中で検討になってこようかと考えてございます。

2点目です。水族館事業の事業継続性について仙台市としてどのように考えていくかというご質問でございますが、総合的な判断が必要になってくると考えておりまして、仙台市として考えていることといたしましては、まずは入館の見込み数が他の事例と比較して大きく外れたものでないことや、そういった収入の見込みを確認する、それからやはり事業を実施する会社の実績というものも大きなポイントになってこようと思っておりますし、また、事業を推進するにあたりましては、金融機関の審査等を経る必要がございますので、そういった融資の検討状況も勘案いたしまして、本市といたしましては、事業の継続性というものをしっかりと精査してまいりたいと考えてございます。

3点目については、ご要望ということでございましたが、水族館の初年度の入館見込み数で130万人と伺っておりまして、かなり広域的な効果を有する施設だと認識してございまして、松島、塩竈を含めた広域的な観光に貢献できるよう、今後とも事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

○柳井会長

今のご説明でよろしいでしょうか。

○深井委員

はい。

○柳井会長

では、福嶋先生よろしくお願いいたします。

○福嶋委員

東北の観光も一時落ち込みましたけれども、最近少し盛り返しているのです、このプロジェクトが弾みをつけるものになればいいなと思っております。

一点ちょっと気になるのは、先ほど深井さんもおっしゃったように、やはり仙台一極集中というところが、震災で焼け太りという批判が他市町村から来る可能性があるかなと思いますので、長期的に見て、この特区を核にして長期的に広域的な観光に繋がるような仕組みを考えていくことが大切ではないかと思えます。

二点目は、沿岸部ですので、防災に関しては防災施設なり、先ほどご説明の中にもございましたけれども、もう一回津波が来るかもしれないといった意味でソフトな面、ハードな面、両面から防災関係の備えをしっかりと施設を作っていたいただきたいと思えます。以上です。

○柳井会長

ありがとうございます。防災関係の備えについていかがお考えでしょうか。

○仙台市（小野プロジェクト企画課長）

事業者との話し合いの中では、やはりここは津波で浸水した区域でございますので、それを踏まえた、入館者への対応を考えるのはもちろんのこと、多くのスペースがある施設でございますので、今後設計が本格化していく中で、我々といたしましても水族館の防災機能について協議を進めてまいりたいと思えます。

○柳井会長

命に関わることですので、是非よろしくお願いいたします。

それでは山田さんよろしくお願いいたします。

○山田委員

復興事業局という立場で言いますと、特区によって水族館の立地が実現できる、そのことによって水族館事業そのものが非常に広域的な集客を期待できるものですので、仙台市域のみならず、広域的な集客という意味では非常に優れた機能を持った施設だろうと思っています。そういうことから言いますと、復興事業、必ずしも被災したところを復旧、復興するだけではなくて、やはりこういった震災を契機として新たな魅力づくりによる交流人口の拡大、これの大きな柱の一つとなるものと思っております。

それから、ご承知のとおり、この水族館事業そのものが3年前に浮上して、実は仙台市も一部資本を提供して、実現しようという動きがあつて、それが崩れたわけでございます。

その頃の状況をお話しますと、もともと、現在あります松島水族館、そこがいろいろと土地規制がございまして、現地で再建がなかなか厳しく、非常に老朽化した中で新たな時代に合った水族館の新たな展開が現地松島では難しいというようなことがきっかけとなっております。そういう意味で言いますと、今回は基本的に事業スキームを見直した上で、現行の松島水族館の保有している生物を含めて、継続的な、持続的な水族館事業を今後展開するという、そういったことが根底にあるということでございます。したがって、仙台が全く新しく独自に水族館を誘致するというものではなくて、既存の貴重な宮城県内唯一の水族館であった松島水族館、その将来的な継続をこの場所に展開することで引き続き水族館として魅力を発信できるということがございます。松島水族館も被災を受けておまして、それを新たな形でここで事業展開するという、事業者側の立地に関する意向も非常に強く、そういう意味では単純に誘致をして実現するというだけではなく、既存の施設の復興にも大きく寄与するという意味もあると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○柳井会長

どうもありがとうございました。特にご質問はよろしいですね。
それでは高橋さんよろしく願いいたします。

○高橋委員

今回の計画については、仙台港背後地交流促進特区という位置づけでございますが、交流人口の拡大という面から申し上げますと、この地域以外にも仙台には交流の推進に資する地域であって、地震や原発の風評被害でいろいろ影響を受けているところも他にもありますので、全体としての交流推進を図らなければならないということがございます。いろいろな状況の中で特区の位置づけは難しい部分もあり、今回の高砂中央公園という限定した区域での特区をまず進めるのは、そういう中であっても、地域の交流の促進には相当寄与する事業計画だろうと思っておりますので、是非ここは進めていただきたいという経済サイドの側面もございます。集客という面では、今申し上げましたように、ここに相当の集客能力があり、ここだけに留まるということはおもったくないこととございますので、これを中心部のにぎわいへとつなげるための連携をどうするかという観点、あるいは先ほどもお二人の委員からお話がありましたが、松島などの沿岸部との関係はどうかと、仙台の観光の場合には仙台から松島のエリアを一体として見るというのが一般的な観光ルートでございますので、このエリアのどの地域に施設ができたとしても、それ以外の観光のコンテンツと連携した魅力の発信ということを我々は当然のように考えなければならないと思っております。今でも松島、塩竈、その他の地域とは連携して様々な企画を進めておりますし、こちらがこういった形で実現した暁には当然それらをさらに充実させて波及効果が広がるような形にしていきたいと思っております。そうしたことから、この事業を進めるだけではなく、さらにその波及効果につなげる取り組みを両方やるといったことで

我々も今後進めていきたいと考えております。

○柳井会長

ありがとうございました。いずれにしましても様々なチャネルを通じて近隣町村、あるいは県とも連携を取りながら、是非ともこれが成功モデルとなるような形で取り組んでいただければと思っております。

続きまして森さま、よろしく願いいたします。

○森委員

皆さまからもお話があったとおり、復興のためにはとてもいい内容だと思いますし、国連の世界防災会議でありますとか、国際リニアコライダーの動きとか、交流人口を高めるための大きな事業だと思っておりますし、最終的には仙台という都市の格を高めていくような内容で整備していただければと思っております。

マイナスに捉えていただきたくはないのですが、仙台港インターチェンジができて、本来の港の機能があるはずだと思うのですが、港の機能というのも仙台にとって大きな機能、物流、産業振興、仙台都市圏の大変重要なエリアなので、そことの兼ね合いというものを大胆に、慎重に考えていただかないと、どちらかの機能が壊れてしまうのもつたいないので、先ほどご説明があったとおり、仙台港インターチェンジから直結ということは、あそこから降りてくるトレーラーも一緒になって降りてくるという格好になるので、そういったところもご考慮いただければというふうに思っております。

○柳井会長

市のほうの管轄を越えますが答えられますか。

○仙台市（小野プロジェクト企画課長）

仙台港背後地というのは、物流機能、交流機能の両方が備わった地区でございまして、いずれも非常に重要でございます。物流機能への影響と致しましては、やはり交通処理であると認識しておりまして、水族館建設にあたりましては、県警も含めて、交通協議もしっかりと致しますので、その点、しっかりと精査をしてみたいと考えております。

○柳井会長

よろしいでしょうか。森さん。

それでは、熊谷さんよろしく願いいたします。

○熊谷委員

県のほうからは、意見と質問と要望ということで3つほど述べさせていただきます。県といたしましては、この事業に関しまして、全く異存はございませんし、速やかに事業

を実施していただければというふうに思っております。県としてお手伝いできるところは精一杯させていただきますと思います。

概要でちょっとお尋ねしたいのは、この事業の大体のスケジュール感というのが、もし今の段階でお分かりになるのであれば、教えていただきたいというのが一点と、もう一つは現在宮城県には県と市町と一緒に設定した特区、市町村さんが単独で設定した特区が合わせて大体20近くあるわけですが、そのうちの一つで塩竈市が観光振興のための特区を設定されておりまして、その目的として同様の水族館というのを念頭に置いた復興特区というものを設定しておりますので、仙台の計画が先行されると思うのですが、そちらとの連携等も十分図っていただきながら事業を進めていただければとご要望したいと思います。

○柳井会長

ありがとうございました。要望と質問がございましたけれども、スケジュールと特区の連携についてお願いいたします。

○仙台市（小野プロジェクト企画課長）

スケジュールにつきましては、設計が本格化していく段階ですので、詳細のスケジュールというのはこれからと伺っておりますが、開館時期といたしましては27年の春を目指して鋭意検討されていると伺っております。

塩竈市の特区との関係につきましては、本市といたしましても特区の申請にあたり十分に塩竈市にはご説明をまいりました。また、今回の我々の水族館事業が民間主体の事業でありますように、塩釜水族館についてもそのようになると新聞報道等で伺っておりますので、立ち上がった際にはしっかりと連携した施策などを仙台水族館を検討されておられる事業者にも我々としても働きかけてまいりたいと考えておりますし、そうした連携の姿勢については事業者のほうからしっかりお示しいただいているところでございます。

○柳井会長

ありがとうございました。

それでは、大川口さんよろしくお願いいたします。

○大川口委員

皆さま、今までお話いただいた内容と重複するかもしれないのですが、2点ほど。

一つ目は今回の計画、是非実現していただきたいということです。ご説明の中にもございましたけれども、宮城県の沿岸部の経済の再生といいますか、そういったことを図る際の柱が三つあると思っております。

一つが基幹産業といわれているものについて、復旧させて立ち上げる、二つ目が基幹産業を戻しても従前の経済レベルまで届かないというところにありますので、それを補うた

め、あるいはそれ以上の経済規模にするために新しい産業を誘致してくる、あるいは創っていくと、三つ目がそれでもしんどいところがあるので交流人口をどんどん拡大していこうということ、基幹産業を立て直すということと、新規産業を持っていくということと、交流人口を高めていく、これが大きな三本柱なのではないかと思っております。

そういった中で今回のプロジェクトについては三つ目の交流人口、ここの拡大に非常に大きな意味合いがあるだろうと思っております。特に今回のロケーションが仙台一極に集中してしまうのではないかという批判もあろうかと思うのですが、逆に県土全体を見渡した場合に東部道、三陸道がある中でちょうどへその部分に当たるんですね。アクセスが非常にいいということで、お話にも何度も出ているのですが、松島との連携、あるいは南側で言えば、亘理、山元との連携、宮城県内のいろいろな観光資源を一緒にカバーできるポジションにあるのではないかと思っております。また、東北の各県に対しても放射線状に伸びるような形の中核になるのではないかと思います。宮城県では集客の核になるような大型の施設というものが無いのではないかと思います。そういった意味では今回の大型プロジェクトが実になって、まさに核になって、地域の復興の全体的なシンボルになってくれればいいなというふうに期待したいと思っております。

そういった中でこれも皆さまお話になっていたことではありますが、是非他の地域、市町村との連携をうまくとっていただきたいと考えております。特に今、宮城県さんのほうからもお話がありましたが、他の地域でも同じようなプロジェクトがあるという中で、やはりリーディング的に仙台市がやらなければならない役割というのは、一緒にやりましょうということを仙台市のほうから発信して各市町村の旗振り役、船頭といった役割を仙台市のほうに取ってもらいたいと、そのように期待しております。

○柳井会長

どうもありがとうございました。シンボリックな事業になりますので、そういったあたり是非ご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、伊藤先生よろしくお願いたします。

○伊藤委員

今回の申請内容に関しましては、異論なく、非常によい内容かと思っております。それで、県内各市町村との連携というのも今まで皆さんから出たとおり、そこを十分に考慮していく必要があると思っております。

その関係で各市町村のみならず、我々農業関係に関連しますと、仙台市の農業園芸センターの再整備というものも考慮してございまして、農業園芸センターの再整備の中にそこに直売所とかレストランなどを作ってはどうかという意見も出てきております。そうなりますと水族館のところの交流、ないしは商業施設の集積というところで、先ほど深井さんからもありましたが、相乗効果が出るような工夫も必要になってくるのだらうと思っております。したがって、連携とは一口で言いますが、具体的にどういう連携で相乗効果が出る

のかというあたりも今後早急に研究して欲しいというお願いでございます。以上です。

○柳井会長

ありがとうございました。

以上、皆さまのご意見頂戴いたしました。今回この事業はシンボリックな意味で交流人口の増加という役割を担った事業になっていくかと思っております。東北との共生という視点についても単に観光客を回すだけではなくて、飲食店や食材の活用、そういったものを通じて貢献していく。これは長期総合計画を作ったときに東北と共生する仙台という視点が打ち出されていたからです。したがってそういった視点の一つの役割を担っていくことが大事だと思います。

おそらく最新のエンターテインメントと学習の場が提供されてくるものになると思います。仙台中心地域も含めてなのですが、商業構造、サービス業の構造を変える可能性があります。最終的には競争を通じて地域全体が飛躍していけるような、そういう事業に是非ともなるように願っております。よろしくお願いたします。

その上で、仙台市からの説明がありました仙台港背後地交流促進特区の申請につきまして、特にご異存はなかったように思いますので、申請に向けた作業を進めていくということで、了としてよろしいでしょうか。

(一同同意)

どうもありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。

(2) その他（確定拠出年金加入者生活再建促進特区について）

○柳井会長

議題のその他ということで、皆さまのほうから何かございますでしょうか。

熊谷さんよろしくお願いたします。

○熊谷委員

資料4ということで、お手元のほうに配布させていただいておりますものを簡単にご報告したいと思います。これは国が予め用意していただいていた特区メニューの一つということで、確定拠出年金加入者生活再建促進特区の認定が昨日3月26日に国のほうから承認いただいたというものでございます。

これは、(4) 特区の内容というところを見ていただきますと、確定拠出型年金というのは原則として60歳前には脱退はできないというような制度ですが、一定の要件を満たした場合に今回は認めるということで、例えば、家屋が全半壊の被害者で積み立て資金が100万円未満という方が、積み立てた分を取り崩していただいて住宅再建や事業の維持再建に充てていただくということを認める制度ですが、今現在、下のほうに書いております

参考に福島と茨城で同じような制度が認定されているわけですが、ただ利用者はいずれも一桁台というようなことで、取り崩して生活資金のほうに充てるという方は少ないのですが、ただこの制度に対して県庁のほうにもお問合せが県内から2例ほどございまして、設定をするということにしたということでございます。

裏面をご覧くださいますと、概要があるのですが、現行制度でも年金の途中脱退というものが可能な場合があるのですが、その要件を今回被災地に限って拡大すると、積立金額が50万円未満という現行制度を、右のほうに書いておりますが、100万円までにするという事業となっております。このほかにも宮城県内でも20の特区が指定されておまして、主には税制特例を受けたいというような事業特区が11ございまして、また、規制の緩和、手続きの緩和、簡素化を求めるといったような特区が5つございまして、例えば、医師の配置の数とか、建築基準法の用途規制を緩和してもらい、農地転用の基準を緩和してもらいといったような特区が5つございまして、あと先ほどもお話のありました利子の補給関係の特区が4つということで、今現在20の特区がございまして。

25年度は具体的にまちづくりの槌音が県内沿岸部に響いてくるという年になるものと思っております、インフラの整備、地盤のかさ上げが進めば、新たな産業の誘致とかにも弾みがつくものと思っておりますので、県としても益々この特区の活用、市町の皆さまと一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○柳井会長

ありがとうございました。ただ今の熊谷課長さんからの説明につきましてご質問やご不明な点はございますでしょうか。

これはご報告ということでよろしいですね。ありがとうございました。

他に皆さまのほうからございますでしょうか。

伊藤先生よろしくお願いたします。

○伊藤委員

事務局のほうですでに検討されているかもしれないのですが、特区の中で優遇税制の期間を、例えば新規立地に関しては5年間無税とか期間が限られているわけですが、しかし震災から既に2年が過ぎ、5年間というのは妥当な期間なのか、農業で考えますともうちよつと長い期間が必要なのではないかというふうに思いまして、延長などについて既に検討されているのであれば、そういった状況を少しお聞きしたいということです。

○柳井会長

事務局いかがですか。

○事務局（震災復興室長）

宮城県のほうで県内の要望をまとめて、復興庁のほうと定められた仕組みで協議をして

いただいておりますので、その内容について熊谷課長のほうからご説明いただきます。

○熊谷委員

その件に関しましては、産業界の皆さまから強い要望がございまして、昨年8月に国と地方の協議会というものを開いていただきまして、そこでお諮りした案件でございます。県として、また市町として5年と言わず、地盤のかさ上げなどがなかなか進まない中ではあっという間に期限が来てしまうということで、もっと延ばしていただきたいというご要望は差し上げたのですが、復興庁の見解と致しましては、制度が昨年始まったばかりということで、5年という期間を定めたということで、制度の利用状況を見ながら継続審議という扱いをしていただきまして、今後延長に必要な期間、データを国に対してご提示いたしまして、だから延ばしていただきたいということをまた25年度も引き続き実施してまいりたいというふうに考えておりました。以上です。

○伊藤委員

わかりました。

○柳井会長

その他ということで、他にございますでしょうか。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局（震災復興室長）

事務連絡でございますが、先日、マスコミ等でも報道になりましたが、仙台市で発災から一年間の震災復興への取り組みを800ページほどの本にとりまとめを致しました。電子書籍版も作っておりますので、本日外部の有識者委員の皆さまには電子書籍版のほうをお渡ししたいと思いますので、ご参考にご覧いただければと思います。冊子版のほうも郵送で送らせていただきたいと思っております。当時の実態に加えまして、様々なデータも入れておりますので、あくまで仙台市の例ということでございますが、東南海の地震が想定されており、仙台市もこの間、国内からの視察も非常に増えておりますし、海外からの研究者の実務者の方の取材というのも増えてまいりました。国のほうと相談いたしまして復興交付金を活用してこのたび発行させていただきました。関連する自治体、国の機関など、行政の記録でございますので、行政機関を中心にできあがったものを郵送しているところでございますけれども、こういったような取り組みも今回の発災を教訓として全国の災害の対応に少しでもお役に立てばということで、取り組んでございますので、後ほど資料のほうをご高覧いただければと考えております。

○柳井会長

英語版は作られているのでしょうか。

○事務局（震災復興室長）

考えたのですが、一つは非常にボリュームがあるということが実務的な問題点なのですが、様々な取材を通じて、その国の災害対応法制とかがかなり違うのでエクスキューズを入れないと、日本の各自治体が読むと同じ法制であり、特区法のような法制を見ていただければわかると思うのですが、そのままなかなか展開は難しいところがあると思ってございまして、検討した結果、今回は作成していないということです。ただ、神戸市さんの例を見ましても初期の記録に加えまして、今後復興が進んでまいりまして、復興がある程度まとまったところでも記録をお出しになっております。そのあたりで仙台市としても全体を総括する中で今のご質問にあったように、海外の方に分かりやすく伝わるようなものがどういうものかということを検討したいと思っております。次の復興の状況についてまとめる際にその辺についても検討してまいりたいと考えております。

○柳井会長

東北学院大学は河北新報社から出た災害の記録を、学生ボランティアを使って全部英訳しました。もし、今後ダイジェスト版を作るとき、仙台は学都ですからそういったボランティアの活用を考えていくことも大事ではないでしょうか。

○事務局（震災復興室長）

そういった面につきましても検討していきたいと思えます。

○柳井会長

事務局からも以上でよろしいでしょうか。

○事務局（震災復興室長）

はい。以上でございます。

○柳井会長

それでは、どうもありがとうございました。
本日の件は予定したものは以上でございます。
他に連絡事項はございますでしょうか。

○事務局（震災復興室長）

ご了解いただきましたので、取りまとめを致しまして、予定と致しましては明後日の29日に復興局のほうに申請できるように申請作業を進めてまいりたいと考えております。国から特区認定を受けました場合にはまた改めまして委員の皆さまにご報告をさせていただきたいと考えております。

本日、事務局からは以上でございます。

○柳井会長

どうもありがとうございました。

以上を持ちまして本日の協議会は終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

以上、議事録の内容につきまして、すべて相違ありません。

平成25年4月16日

議事録署名者

(会長) 柳井 雅也

(構成員) 深井 勝美